

第1章 我が国の金融システム改革の概要

第1節

改革の経緯

1 我が国における金融システム改革

平成8年11月11日、内閣総理大臣より大蔵大臣及び法務大臣に対して、いわゆる金融システム改革についての指示がなされ、平成10年の第142回通常国会において、証券取引法、証券投資信託法、銀行法、保険業法等を一体的、総合的に改正する「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」（以下「金融システム改革法」という。）が成立した。

この金融システム改革の目的は、内閣総理大臣の指示によれば、

優れた金融システムは、経済の基盤をなすものであり、21世紀の高齢化社会において、我が国経済が活力を保っていくためには、国民の資産がより有利に運用される場が必要であるとともに、次代を担う成長産業への資金供給が必要である。我が国として世界に相応の貢献を果たしていくためには、我が国から世界に円滑な資金を提供していくことが必要である。このために1,200兆円もの我が国個人貯蓄の十二分の活用を図り、我が国の金融市場を2001年までに、ニューヨーク、ロンドン並の国際金融市場に再生させる。

と説明されている。

この目的を達成するためには、金融行政を市場原理を基軸とした透明なものに転換するだけでなく、市場自体の構造改革をなし遂げて、我が国の金融市場の活性化を図ることが必要としており、この構造改革の取組として、市場の「改革」と「不良債権処理」を車の両輪として実施することとされた。

さらに「改革」については、次の三原則が掲げられている。

① Free（市場原理が働く自由な市場に）

- 新しい活力の導入
～銀行・証券・保険分野への参入促進
- 幅広いニーズに応える商品・サービス
～商品規制の撤廃、証券・銀行の取扱業務の拡大
- 多様なサービスと多様な対価
～各種手数料の自由化

- 自由な内外取引
～為銀主義の撤廃
- 1,200兆円の個人貯蓄の効率的運用
～資産運用業務規制の見直しとディスクロージャーの充実・徹底

② Fair（透明で信頼できる市場に）

- 自己責任原則の確立のために十分な情報提供とルールの明確化
～ディスクロージャーの充実・徹底、投資者保護
- ルール違反への処分の積極的発動

③ Global（国際的で時代を先取りする市場に）

- デリバティブなどの展開に対応した法制度の整備・会計制度の国際標準化
- グローバルな監督協力体制の確立
～G7サミット蔵相会議等で確認

2 金融システム改革の骨格

（1）資産運用手段の充実

投資家の多様化するニーズに応え、より有利な資産運用を可能とするため、投資信託の整備、有価証券店頭デリバティブの導入等、資産運用手段の充実を図る。

① 投資信託の整備

投資信託は、専門的能力を活用した簡便かつ効率的な資産運用手段を提供し、個人投資家等の証券市場への参加を容易にするもので、市場改革における中核的な役割を果たしていくことが期待されている。このことから、

- 様々な投資信託の商品を投資家が利用できるようにするため、証券投資法人（いわゆる会社型投信）及び私募投信を導入するなど商品の多様化を図る
- 投資家がニーズに合った商品を選べるよう、個別商品（信託約款）の承認制を届出制に改め、多様な商品の出現を促す
- 投資信託を銀行をはじめとする様々な金融機関で購入できるようにするため、金融機関が証券取引法上の登録を受けて、投資信託の窓口販売ができるようにすることなど投資信託の整備を行う

② 証券デリバティブの全面解禁

金融革新の先端にあるデリバティブ取引を我が国でも利用できるようにするため、有価証券店頭デリバティブ取引を証券業として位置づけ、金融機関も一定の範囲で営業として取り扱うことができることとする。

(2) 活力ある仲介活動を通じた魅力あるサービスの提供

市場利用者が、金融機関等において、さまざまな質の高いサービスを受けられるようにするため、証券会社等の提供するサービスの自由化、価格の自由化、参入の促進を始めとする改革を行う。

① サービス提供の自由化

投資家が、証券会社や資産運用業者（証券投資信託、投資顧問）から、様々なサービスを楽しむことができるようにするため、

- 証券会社の専門義務を見直し、投資顧問業、証券投資信託委託業等の法令で広く明記した業務については届出制とし、それ以外は承認制とするなど、証券会社の業務の多角化を図る
- 資産運用業者について、専門を原則としつつ、証券業を含め、幅広く兼業を認めるなどその枠組みの整備を行う

② 価格の自由化

利用者が内容と価格を比較し商品やサービスを選択できるよう、株式売買委託手数料の完全自由化、火災保険、自動車保険等の算定会の料率の使用義務の廃止等価格設定の自由化を行う。

③ 参入の促進

証券業について参入を促進するために、現行の免許制を登録制に改め、また、保険会社と金融他業態との間の小会社による参入を認めるなど、利用者がその目的とニーズにより選択できる枠組みの整備を行う。

(3) 特色ある多様な市場システムの整備

投資者や資金調達者が、従来の取引所市場のみならず、多様な市場と資金調達のチャンネルを利用できるよう、各種の市場を整備するとともに、我が国市場の空洞化を防止するため、市場の効率性と魅力を高める改革を行う。

① 取引所集中義務の撤廃

投資家がニーズに合った様々な形態の取引を行えるよう、取引所集中義務の撤廃を行う。

② 私設取引システムの導入

投資者が、米国等で普及している電子的な取引サービスである私設取引システム（PTS）を我が国でも利用できるよう、証券会社にPTSの開設・運営を認める。

（４） 利用者が安心して取引を行うための枠組みの構築

自己責任を原則としつつ、公正で信頼される市場とするため、ディスクロージャーの充実や公正取引のルールの整備を進め、また、透明なルールの枠組みの下で、仲介者の健全性を確保し、破綻の際も投資家・保険契約者保護が図られるよう、枠組みの整備を行う。

① 公正な取引ルールの確保

投資者が安心して参加できる公正で信頼できる市場とするため、不公正取引行為、風説の流布、相場操縦、インサイダー取引等の不公正な取引について、不正利益の没収・追徴を含む罰則の強化を行う。

② 取引を担う仲介者についての健全性・公正性の確保と利用者保護の充実

証券会社等の業務・サービスが多様化することに伴い、利益相反により投資者が損害を被ることを防止するため、行為規制を明確に規定するとともに、銀行等の金融機関の顧客に対する説明義務等を法定する。また、投資者、預金者等が金融機関等を選択する際の情報を充実させるため、ディスクロージャー制度を拡充し、金融機関に対しては、財務諸表、不良債権等を公衆の縦覧に供することを義務付ける。

第2節

今後のスケジュール

金融システム改革法は、一部を除き、平成10年12月1日から施行されており、21世紀を迎える2001年には全ての改革が実現される予定である。

金融システム改革の進行に伴って、金融・投資商品の多種・多様化や業者間の競争促進などにより、多種・多様で良質な金融サービスを消費者が享受できるようになると予想される一方、ハイリスク、複雑な商品が増加し、多様な業者の出現などにより、種々のトラブルや不正、あるいは不法行為により消費者に不測の損害を与える事態が発生することが懸念されている。

このことについては、金融システム改革法を審議した国会においても懸念されており、衆議

院の付帯決議では、「金融システム改革により多様な金融商品やサービスが提供されるようになることにかんがみ、預金者等の利用者が不測の損害を被ることのないよう、ディスクロージャー・商品説明等の一層の充実に配慮すること。また、いわゆる金融サービス法等の利用者の視点に立った横断的な法制について早急に検討を進めること。」を求めている。また、日本弁護士連合会では、平成10年3月に発表した「日本版ビックバン（金融制度改革）に伴う消費者保護方策についての意見書」の中で、「金融サービス法は、直ちに制定が必要なものであり、これを後回しにして日本版ビックバンを進めることは、消費者保護の観点から到底許されないことである。」と、消費者保護の観点から金融サービス法の早期制定を求めている。

このように、金融システム改革の進行に伴い、消費者保護を求める要請が高まる中、平成10年8月、「21世紀を見据え、安心して活力ある金融システムの構築に向けて、金融制度及び証券取引制度の改善に関する事項について、審議を求める。」という大蔵大臣の諮問を受け、金融審議会の審議が開始された。金融審議会に設けられた2つの部会のうち、第一部会は、いわゆる「金融サービス法」の検討を視野に入れた議論を進め、平成11年7月に「中間整理（第一次）」を公表した。この中で、いわゆる「金融サービス法」について、

いわゆる「日本版金融サービス法」の検討に当たり、最終的な目標として、業の概念をサービスの提供主体から取引行為そのものに係る機能面に重点を移して整理していくことが考えられる。また、業者に対する行為規制だけではなく、民事上（私法上）のルールを明確化し、その実効性を確保していくことも重要となる。しかし、こうした抜本的な制度の枠組みの変更は、理念にのみ基づいて進めることは困難である。むしろ、金融システム改革の進展状況を十分踏まえつつ、市場参加者の実態を踏まえて具体的に検討を進めて行くべきである。

としており、いわゆる「金融サービス法」の早期制定には、慎重な姿勢を示しているが、近い将来、消費者・投資者保護に十分配慮した新たな法制の整備が期待されている。